



平成 31 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福岡 美朝
(コード番号 5161 東証二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 休石 佳司
(TEL : 082-237-9371)

カナダ集団訴訟の和解に関するお知らせ

平成 29 年 9 月 14 日付「米国集団訴訟等の和解に関するお知らせ」にて公表しておりました訴訟に関連して、カナダにおいても同様の訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）が発生しておりましたが、下記のとおり、本年 1 月 21 日（現地時間）、カナダにおける原告との間で和解の合意（以下「本和解」といいます。）に至りましたのでお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の提起から本和解に至るまでの経緯

平成 29 年 9 月 14 日付「米国集団訴訟等の和解に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、当社および当社の米国の一部子会社（併せて、以下「当社ら」といいます。）は、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において、自動車用シール部品販売の一部に関する米国反トラスト法違反に関連する集団訴訟の提起を受け、その後、カナダにおいても本件訴訟の提起を受けておりました。当社は、訴訟の長期化による費用増加や経営に与える影響等を勘案し、和解により早期に解決を図ることが最善の策であると判断し、カナダにおける原告との間で本和解に至りました。

なお、今後は、本和解について、カナダの数州において裁判所の承認を得ることが必要となります。

2. 本和解の内容

当社は、本件訴訟の原告であるカナダにおける直接購入者および間接購入者に対し、和解金として 5.75 百万カナダドルを支払う。

3. 業績に与える影響

和解金額 5.75 百万カナダドル（約 5 億円）につきましては、平成 31 年 3 月期第 3 四半期決算において、特別損失として計上いたします。なお、本和解による平成 31 年 3 月期の業績に与える影響につきましては精査中であり、平成 31 年 3 月期第 3 四半期決算発表時に公表する予定であります。

本件訴訟は、米国司法省による調査の対象となった平成 24 年 9 月以前の行為に基づくものであり、その後、新たな違反が疑われる行為が判明したものではありません。当社グループは、本件を厳粛に受け止め、これまでもコンプライアンス体制の強化・整備に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き、コンプライアンス体制のさらなる強化・徹底によって再発防止を図り、信頼回復に努めてまいります。

また、本件訴訟以外に、本件に関連して、当社グループに対して損害賠償等を求める訴訟が提起され、又は、当社グループに対する訴訟が当社業績に影響を及ぼす可能性があります、その影響は不明です。

以 上